

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ募金募金箱設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ募金の推進を図るために設置する募金箱に関し、必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ募金の趣旨に賛同し、設置について協力いただける法人、団体および公共機関等(以下「設置協力者」という。)に、募金箱を設置する。

(設置期間)

第3条 募金箱の設置期間は、募金箱を設置した日から令和 7 年 10 月 27 日までとする。

(募金箱の管理)

第4条 実行委員会は、募金箱設置管理簿(様式第 1 号)を備え、募金箱の数量、設置場所等について適正に管理しなければならない。

- 2 設置協力者は、事務所または支所等毎に募金箱管理者を置くものとする。
- 3 設置協力者は、募金箱と設置したときは、募金箱設置報告書(様式第 2 号)により、募金箱設置場所および募金箱管理者を実行委員会に報告するものとする。
- 4 設置協力者は、募金箱の設置場所および募金箱管理者を変更したときは、募金箱設置変更報告書(様式第 3 号)により、実行委員会に報告するものとする。
- 5 募金箱管理者は、善良な管理者の注意をもって募金箱を管理するものとし、募金箱の破損、紛失等があった場合には、募金箱破損・紛失等報告書(様式第 4 号)により、速やかに実行委員会に報告するものとする。
- 6 募金箱管理者は、募金箱の設置期間終了後、募金箱を適切に処分するものとし、実行委員会へ募金箱を返却する必要はないものとする。

(募金の払込み)

第5条 募金箱管理者は、少なくとも年1回、原則として毎年12月末までに、募金額を募金額報告書(様式第 5 号)により実行委員会に報告するとともに、実行委員会が送付する納付書により払い込むものとする。ただし、最終の振込みについては、募金箱設置期間終了後速やかに払い込むものとする。

なお、募金箱管理者の都合により、納付書による払込みができない場合は、実行委員会に申し出るものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については実行委員会事務局長が別に定める。

付則

この要領は、平成 27 年9月1日から施行する。

付則

この要領は、令和元年5月 17 日から施行する。

付則

この要領は、令和2年 10 月8日から施行する。

付則

この要領は、令和2年 12 月2日から施行する。

付則

この要領は、令和4年8月7日から施行する。

付則

この要領は、令和7年4月 25 日から施行する。